

# 令和3年度 砂川市新型コロナ経済対策

砂川市は、新型コロナウイルス感染症による直接的または間接的な影響を受けた中小企業者が継続的に事業を営むことができるよう支援します。

## 特別支援給付金



8・9月の緊急事態宣言により、一定程度の影響を受けた全業種の事業者へ

**【対象】** 令和3年「8月または9月のいずれかの売上高」が、「前年同月」または「前々年同月」の売上高と比べて20%以上減少している中小企業者

併給も可

緊急事態宣言による外出・往來の自粛要請等により、営業活動に影響を受けた事業者には

一律 **5** 万円

※減少率が50%以上となる月は、国の「月次支援金」を申請してください。

※引き続き5月または6月分の申請も受付しています。

市内の「時短要請対象飲食店等」との直接的及び継続的な取引がある事業者には

**10** 万円

※酒類の取引がある事業者は20万円

## 店舗等確保支援給付金



家賃・リース機器料金の給付が必要な宿泊業・飲食店の事業者へ

**【対象】** 令和3年「8月または9月のいずれかの売上高」が、「前年同月」または「前々年同月」の売上高と比べて20%以上減少している中小企業者

月額家賃(全額)、月額リース機器料金(2万円以上)の合算について、2か月分を全額支給(上限あり)

ひと月あたりの支給上限 **5** 万円

※要件がございますので詳細はHP等をご確認いただくか、お問合せください。

## 飲食業等雇用継続支援給付金



6人以上の従業員を雇用する宿泊業・飲食店の事業者へ

**【対象】** 6人以上の従業員(市内店舗に勤務する、社会保険または雇用保険に加入する者)を雇用する中小企業者

社会保険または雇用保険に加入する従業員が6人~20人の場合  
従業員ひとりにつき

支給 **2** 万円

社会保険または雇用保険に加入する従業員が21人以上の場合  
従業員ひとりにつき

支給 **3** 万円

## 緊急事態措置協力支援給付金



北海道の緊急事態措置協力支援金を受給した事業者へ(飲食店、カラオケ店、結婚式場)

**【対象】** 5・6・8・9月のいずれかにおいて北海道の緊急事態措置協力支援金を受給した中小企業者

北海道の緊急事態宣言措置協力支援金の1日の支給額が25,001円以上50,000円未満の月がある場合

一律 **20** 万円

北海道の緊急事態宣言措置協力支援金の1日の支給額が50,000円以上75,000円以下の月がある場合

一律 **40** 万円

**【受付期間】 令和3年9月17日(金)~令和4年1月31日(月)**

支給には一定の条件があります。

ご不明点は市のホームページをご覧ください。お電話にてお問い合わせください。

○砂川市経済部商工労働観光課 TEL0125-74-8382

宿泊事業者・飲食店に対する水道料金等支援給付金についてはこちら

○砂川市建設部土木課管理係 TEL0125-74-8743

